

## IV-3. 都市環境

### 1. 都市環境の現状と課題

#### (1) 中原区における都市環境の現状

##### ① 中原区の緑資源

###### 1) 緑資源の分布状況

・区内の緑資源としては、次のようなものがあります。

###### ■公園

- (都市基幹公園) ・総合公園：等々力緑地（約31.2ha）  
・運動公園：多摩川緑地（8ヶ所、計26.8ha）
- (住区基幹公園) ・地区公園：川崎市中原平和公園（約4.1ha）  
・近隣公園：平間公園（約1.6ha）  
・街区公園：78ヶ所（うち都市計画公園23ヶ所、未整備の街区公園1ヶ所を含む）

###### ■市民健康の森

- ・中原区市民健康の森<sup>※1)</sup>（井田山、約1.0ha）

###### ■緑地・緑道

- ・緑地（2ヶ所）：井田長瀬緑地（約0.69ha）、上平間緑地（約0.01ha）
- ・緑道（6ヶ所）：市ノ坪緑道（約0.20ha）、今井上町緑道（約0.26ha）、北谷町緑道（約0.18ha）、中丸子南緑道<sup>※2)</sup>（約0.25ha）、中丸子緑道（約0.70ha）、平間緑道（約0.27ha）
- ・緑地保全地区<sup>※3)</sup>（2ヶ所）  
：井田伊勢台緑地保全地区（約0.90ha）、井田山緑地保全地区（約0.60ha）

###### ■生産緑地地区<sup>※4)</sup>

- ・生産緑地地区：（156件、計約21.0ha）

---

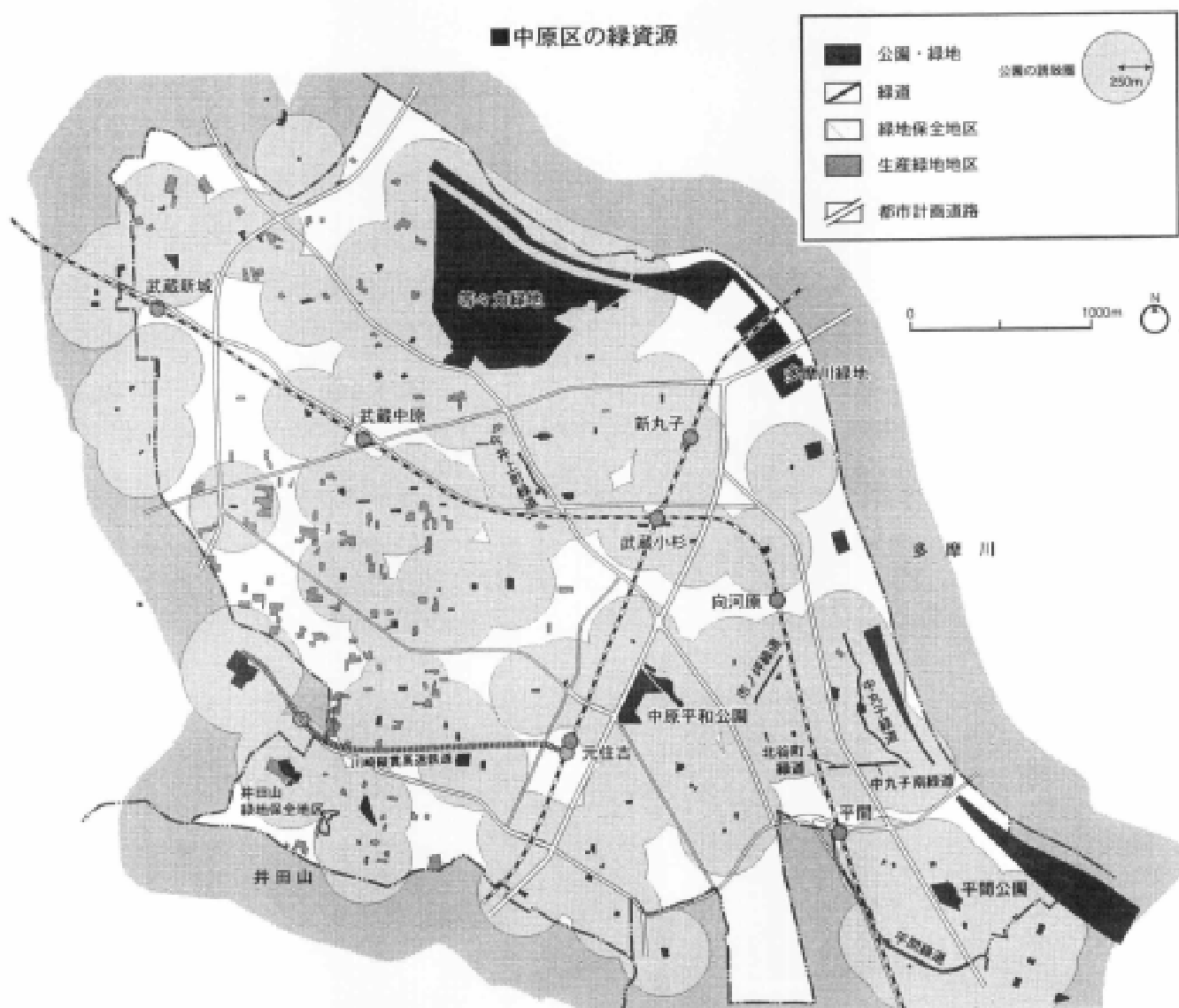
※1) 市民健康の森：暮らしの中で実感できる、緑の回復と創造に向けて、市民・行政の連携と参加による緑化を推進し、緑の中で市民が語り憩う“ひろば”としての森をつくり、地域コミュニティの再生を図ることを目的として、市内の全区に設けられている。中原区市民健康の森は、平成13年9月に市内で初めてオープンし、市民による管理活動等が定期的に行われている。

※2) 中丸子南緑道：中丸子南公園（街区公園）として都市計画決定されている。

※3) 緑地保全地区：風致又は景観が優れている等の都市の一定の緑地について、都市計画に定め、建築行為等を制限することにより、都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る地区（都市緑地保全法）。

※4) 生産緑地地区：市街化区域内農地のうち、公害や災害の防止等、良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している500㎡以上の土地について、都市計画に定め、農地等としての管理を義務づけるほか、建築行為等を制限する地区（生産緑地法）。

- ・区内の街区公園、近隣公園、地区公園及び等々力緑地の誘致圏を250mと考え、地図上に落とすと下図のようになり、上小田中、下小田中、今井南町の一部や新丸子周辺等に公園の誘致圏に含まれない地域が存在していることがわかります。
- ・また、生産緑地地区は、宮内、上小田中、下小田中を中心に東急東横線以西に広く分布しています。
- ・さらに、区内には、多くの社寺が立地しており、市街地内の鎮守の森として緑豊かな社寺林が多く残っています。
- ・しかし、中原区の緑被率<sup>※</sup>は、12.55%であり、『かわさき緑の30プラン（川崎市緑の基本計画）』で目標とされている「30%」の4割程度となっています。



- ・次に、中原区内の公園緑地一覧表を示します。

※) 緑被率：一般には、樹木や草地など植物の緑で被覆された土地、もしくは、緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地の総称とされ、川崎市では、これらの緑の現況を客観的に示す指標として、人工衛星からのデータを活用して、市域の緑被率を算出しています。（『かわさき緑の30プラン（2001年3月・増補改訂版）』）

■ 中原区内の公園緑地一覧表

種別	番号	名称	面積 (約ha)	都市計画決定		愛護会
				番号	面積 (約ha)	
都市基幹公園						
総合公園	1	等々力緑地	31.25	緑2	56.36	
運動公園	1	多摩川緑地	26.77	緑3	518.30	
住区基幹公園						
地区公園	1	川崎市中原平和公園	4.07	4・4・301	4.10	○
近隣公園	1	平間公園	1.57	3・3・301	1.60	○
街区公園	1	井田伊勢台公園	0.07	2・2・323	0.07	○
	2	井田公園	0.65	2・2・308	0.64	○
	3	井田杉山町北公園	0.10	2・2・321	0.10	○
	4	井田杉山町公園	0.12	2・2・309	0.12	○
	5	井田平台公園	0.04			○
	6	井田中ノ町北公園	0.08			○
	7	井田中ノ町南公園	0.06			○
	8	井田なかよし公園	0.05			○
	9	市ノ坪中村通公園	0.13	2・2・305	0.13	○
	10	市ノ坪西公園	0.03			○
	11	今井公園	0.10	2・2・320	0.10	○
	12	今井さくら公園	0.11			○
	13	上小田中北公園	0.14	2・2・322	0.14	○
	14	上小田中公園	0.13	2・2・311	0.12	○
	15	上小田中第2公園	0.12	2・2・312	0.11	○
	16	上小田中第4公園	0.10	2・2・315	0.10	○
	17	上小田中第5公園	0.06			○
	18	上小田中西公園	0.30			○
	19	上小田中南公園	0.11	2・2・318	0.11	○
	20	上平間公園	0.08			○
	21	上平間五瀬湖公園	0.04			
	22	上平間第2公園	0.03			○
	23	木月伊勢町公園	0.03			○
	24	木月大町公園	0.05			○
	25	木月公園	0.11	2・2・307	0.11	○
	26	木月下町公園	0.12	2・2・306	0.11	○
	27	木月住吉北公園	0.07			○
	28	木月住吉南公園	0.17			○
	29	木月諏訪公園	0.08			○
	30	木月寺前公園	0.03			○
	31	木月八幡公園	0.09			○
	32	木月陸橋公園	0.06			○
	33	小杉御殿町2丁目公園	0.21	2・2・324	0.21	○
	34	小杉御殿町公園	0.20	2・2・313	0.20	○
	35	小杉陣屋町公園	0.09	2・2・301	0.09	○
	36	小杉陣屋町中公園	0.09	2・2・317	0.09	○
	37	小杉第1公園	0.11	2・2・302	0.10	○
	38	下小田中3丁目公園	0.13			○
	39	下小田中上東公園	0.05			○
	40	下小田中北島公園	0.10			○
	41	下小田中公園	0.12	2・2・319	0.12	○
	42	下小田中つばき公園	0.06			○
	43	下沼部公園	0.15	2・2・303	0.15	○
	44	新城公園	0.10	2・2・310	0.11	○
	45	新城第2公園	0.06			○
	46	住吉西公園	0.43	2・2・316	0.43	○
	47	中丸子公園	0.31	2・2・304	0.38	○
	48	中丸子第1公園	0.06			○
	49	中丸子第2公園	0.05			○
	50	丸子通公園	0.06			○

種別	番号	名称	面積 (ha)	都市計画決定		愛護会	
				番号	面積		
(市営公園)	51	宮内春日公園	0.03			○	
	52	宮内公園	0.08			○	
	53	宮内南公園	0.02			○	
	54	若草第1公園	0.06			○	
	55	若草第2公園	0.04			○	
	56	井田神明公園	0.04			○	
	57	市ノ坪公園	0.05			○	
	58	今井上町公園	0.10			○	
	59	今井仲町公園	0.02			○	
	60	今井西町公園	0.01			○	
	61	今井南町公園	0.02				
	62	上小田中高架下公園	0.03				
	63	上小田中東公園	0.04			○	
	64	上丸子公園	0.04			○	
	65	苜宿公園	0.02			○	
	66	北谷町公園	0.04				
	67	木月石神公園	0.03			○	
	68	小杉公園	0.02			○	
	69	下新城3丁目公園	0.10				
	70	新苜宿公園	0.05			○	
	71	新幹線中丸子公園	0.01			○	
	72	新丸子公園	0.08			○	
	73	新丸子東第1公園	0.10			○	
	74	新丸子東第2公園	0.05				
	75	中神地公園	0.14			○	
	76	中丸子神明公園	0.09			○	
	※	77	西宮内公園	0.04			
		78	橋場公園	0.05			○
緑道・緑地							
緑道	1	市ノ坪緑道	0.22	緑6	0.20	○	
	2	今井上町緑道	0.26	緑18	0.26	○	
	3	北谷町緑道	0.18			○	
	4	中丸子南緑道	0.25	2-2-314	0.30	○	
	5	中丸子緑道	0.70	緑4	0.70	○	
	6	平間緑道	0.27	緑5	0.40	○	
緑地	1	井田長瀬緑地	0.69				
	2	上平間緑地	0.01				
緑地保全地区 ※	1	井田伊勢台緑地保全地区	0.91		0.90		
	2	井田山緑地保全地区	0.66		0.60		

資料：川崎の公園（平成13年）、H13.3.31現在

※）未整備

注1）集計の対象とした公園緑地は、「公園管理者（川崎市）が設置若しくは管理する公園緑地、及びその建設予定用地等」または、「都市公園法に基づく都市公園で、市域内であって、川崎市以外の公園管理者が設置する公園緑地」である。

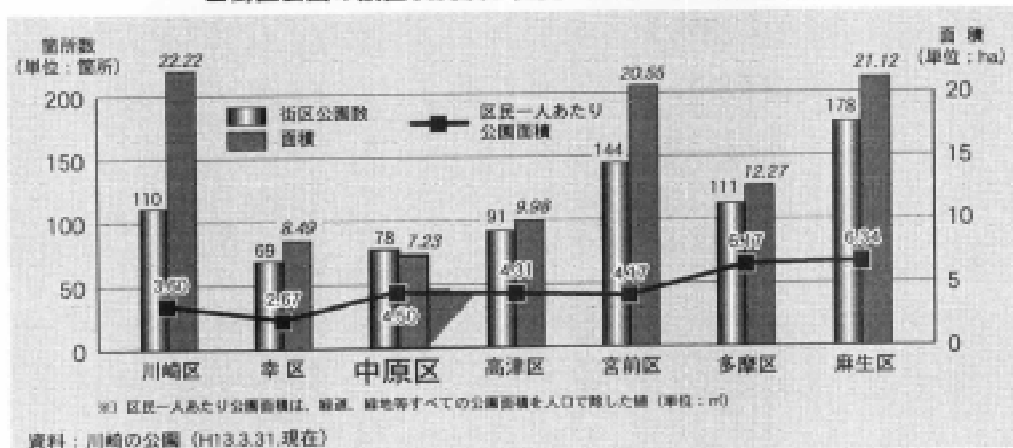
注2）公園緑地とは、「都市公園（都市公園法第2条の2の規定に基づき、公園管理者が設置した公園）」と「市営公園（都市公園以外の公園で、公園管理者が管理している公園、及びその建設予定用地等）」をいう。

注3）愛護会の欄は、「公園緑地愛護会」により、公園及び緑道緑地等の除草、清掃、公園施設の保全等の維持管理作業を自発的に行っている公園について、「○」を付している。平成13年3月31日現在、61団体により79の公園の維持管理作業が行われている。

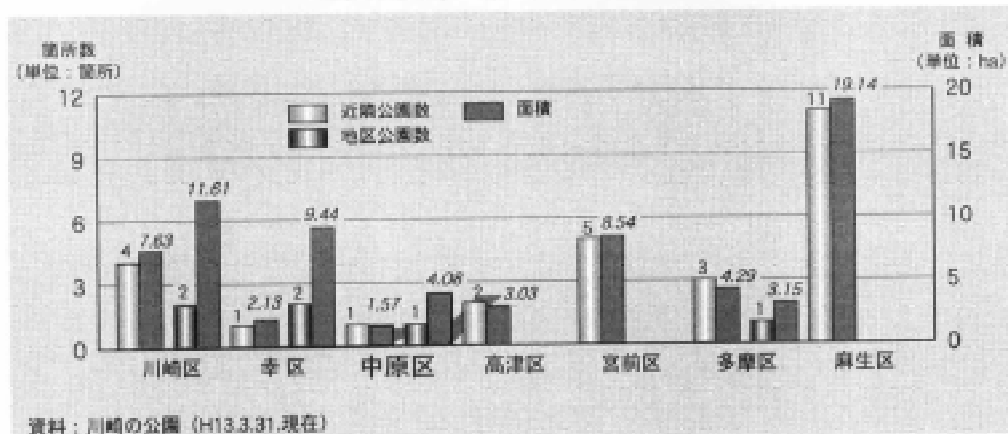
## 2)公園緑地の整備状況

- ・ 中原区内の街区公園の設置数は、78ヶ所（うち都市計画公園は23ヶ所）であり、面積は計7.23haとなっています（平成13年3月31日現在）。
- ・ 区民一人あたりの公園面積は4.50㎡/人であり、等々力緑地等の大規模な緑地が存在していることもあり、川崎市内の7区のうち、麻生区、多摩区に次いで3番目の水準となっています。
- ・ また、中原区内には、近隣公園として「平間公園」が、地区公園として「川崎市中原平和公園」が整備されています。

■街区公園の設置状況及び区民一人あたりの公園面積



■近隣公園・地区公園の設置状況



■基幹公園の種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり4ヶ所を誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で1ヶ所当たり面積2haを標準として配置
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で4近隣住区当たり1ヶ所面積4haを標準として配置
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置